第１号様式（第４条関係）別紙１

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　羽島市東京圏からの移住支援事業における移住支援金の交付に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び羽島市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、羽島市東京圏からの移住支援事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請等をしたことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に羽島市から住民票を移した場合：全額

（３）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：

全額

（４）スタートアップ等創業支援事業に係る補助金又は岐阜県地域課題解決型創業支援事業に係る補助金の交付決定を取り消された場合：全額

（５）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に羽島市から住民票を移した場合：半額

（６）第２条に規定する支援金の対象となる者の要件を欠くことが明らかになったとき：

全額

３　移住支援金の返還を請求され、これを返還期限までに納付しなかったときは返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じその未納付額につき年１０．９５％の割合で計算した延滞金を市に納付します。

４　移住支援金の支給を受けた後に実施される羽島市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

第１号様式（第４条関係）別紙２

羽島市東京圏からの移住支援事業に係る個人情報の取扱い

　羽島市は、羽島市東京圏からの移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、羽島市は当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。